

3 提出書類等（様式含）新旧対比表

改訂前							改訂後(R5.4)							備考	
No.	書類名称	作成者	宛名	提出部数	提出期日	備考及び関連条項等	押印義務	No.	書類名称	作成者	宛名	提出部数	提出期日		備考及び関連条項等
様式-46	工事外注計画書	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく		—	様式-46	工事外注計画書	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく		—
様式-48	保管請求書	受注者 保管者	大阪府 受注者	1	既済部分検査(部分払いの検査)日迄	検査記録・保管写真添付	有り	様式-48	保管請求書	受注者 保管者	大阪府 受注者	1	既済部分検査(部分払いの検査)日迄	検査記録・保管写真添付	有り
様式-50	事故発生報告書	現場代理人	監督職員	1	事故発生後速やかに	共通仕様書第1編1-1-29 事故発生報告書(別紙)を添付	—	様式-50	事故発生報告書	現場代理人	監督職員	1	事故発生後速やかに	共通仕様書第1編1-1-29 事故発生報告書(別紙)を添付	—
様式-51	工場製品確認請求書	受注者	大阪府	1	その都度確認日の前月20日迄	共通事項附則第1編1-附-7	—	様式-51	工場製品確認請求書	受注者	大阪府	1	その都度確認日の前月20日迄	共通事項附則第1編1-附-7	—
様式-52	安全対策計画表	安全委員	大阪府	1	現場着工後速やかに	安全工施工推進協議会会則	—	様式-52	安全対策計画表	安全委員	大阪府	1	現場着工後速やかに	安全工施工推進協議会会則	—
様式-53	安全パトロール点検表	安全委員	大阪府	1	協議会安全パトロールの3日前まで	安全工施工推進協議会会則	—	様式-53	安全パトロール点検表	安全委員	大阪府	1	協議会安全パトロールの3日前まで	安全工施工推進協議会会則	—
様式-54	・安全パトロール結果報告書 ・指摘箇所写真	安全委員等	大阪府	1	改善後遅滞なく		—	様式-54	・安全パトロール結果報告書 ・指摘箇所写真	安全委員等	大阪府	1	改善後遅滞なく		—
様式-55	中間前金払と部分払との選択に係る届出書	受注者	大阪府	1	契約を締結する前	公共工事の前金払いに関する要綱第11条	—	様式-55	中間前金払と部分払との選択に係る届出書	受注者	大阪府	1	契約を締結する前	公共工事の前金払いに関する要綱第11条	—
様式-56	社会保険等未加入状況報告書	受注者	大阪府	1	全ての次次の下請負者の内に社会保険未加入者が確認されたとき	共通事項附則第1編1-附-22 社会保険等未加入対策の運用手続き	—	様式-56	社会保険等未加入状況報告書	受注者	大阪府	1	全ての次次の下請負者の内に社会保険未加入者が確認されたとき	共通事項附則第1編1-附-22 社会保険等未加入対策の運用手続き	—
様式-57	機器メーカーリスト	受注者	大阪府	1	施工計画書(工場製作編)の提出まで		—	様式-57	機器メーカーリスト	受注者	大阪府	1	施工計画書(工場製作編)の提出まで		—
様式-58	購入部品・材料メーカーリスト	受注者	大阪府	1	施工計画書(現場施工編)の提出まで		—	様式-58	購入部品・材料メーカーリスト	受注者	大阪府	1	施工計画書(現場施工編)の提出まで		—
様式-59	下請契約台帳	受注者	大阪府	1	その都度	低入札での落札工事のみ(特記仕様書)	—	様式-59	下請契約台帳	受注者	大阪府	1	その都度	低入札での落札工事のみ(特記仕様書)	—
様式-60	再下請契約届出書	受注者	大阪府	1	〃	低入札での落札工事のみ(特記仕様書)	—	様式-60	再下請契約届出書	受注者	大阪府	1	〃	低入札での落札工事のみ(特記仕様書)	—
様式-61	改善指示書	監督職員	現場代理人等	2	改善指示の都度		—	様式-61	改善指示書	監督職員	現場代理人等	2	改善指示の都度		—
様式-62	改善報告書	現場代理人等	監督職員	2	改善報告の都度		—	様式-62	改善報告書	現場代理人等	監督職員	2	改善報告の都度		—
様式-63	月間工程表	〃	〃	1	監督職員の指示するとき		—	様式-63	月間工程表	〃	〃	1	監督職員の指示するとき		—
様式-64	材料搬出確認書	〃	〃	1	その都度事前に		—	様式-64	材料搬出確認書	〃	〃	1	その都度事前に		—
様式-65	工場製品検査記録(受注者)	受注者	大阪府	1	その都度	受注者検査の場合	—	様式-65	工場製品検査記録(受注者)	受注者	大阪府	1	その都度	受注者検査の場合	—
様式-66	工場製品確認記録(府)	受注者	大阪府	1	〃		—	様式-66	工場製品確認記録(府)	受注者	大阪府	1	〃		—
様式-67	中間(現場)検査請求書	現場代理人	監督職員	1	その都度事前に		—	様式-67	中間(現場)検査請求書	現場代理人	監督職員	1	その都度事前に		—
様式-68	部分払金支払計画書	受注者	大阪府	1	請求しようとするとき	施工体制適正化の運用	—	様式-68	部分払金支払計画書	受注者	大阪府	1	請求しようとするとき	施工体制適正化の運用	—
様式-69	第一種特定製品設置報告書	受注者	大阪府	1	設置後遅滞なく	フロン排出抑制法	—	様式-69	第一種特定製品設置報告書	受注者	大阪府	1	設置後遅滞なく	フロン排出抑制法	—
業務様式-1	コンクリート圧送工事 現場点検表	現場代理人	監督職員	1	その都度		—	業務様式-1	コンクリート圧送工事 現場点検表	現場代理人	監督職員	1	その都度		—
業務様式-2	安全点検表	現場代理人	監督職員	1	パトロール後遅滞なく		—	業務様式-2	安全点検表	現場代理人	監督職員	1	パトロール後遅滞なく		—
業務様式-3	長期休暇時安全管理体制表	安全委員	大阪府	1	長期休暇するとき事前に	G.W.、夏期休暇、年末年始等	—	業務様式-3	長期休暇時安全管理体制表	安全委員	大阪府	1	長期休暇するとき事前に	G.W.、夏期休暇、年末年始等	—
業務様式-4	建設業退職金共済制度に係る書類	受注者	大阪府	1	必要時期に遅滞なく		—	業務様式-4	建設業退職金共済制度に係る書類	受注者	大阪府	1	必要時期に遅滞なく		—
業務様式-5	実施工程表	現場代理人等	監督職員	1	工事着手前と工事竣工前の2回	実施工程が把握できるもの予定と実績を赤黒対比	—	業務様式-5	実施工程表	現場代理人等	監督職員	1	工事着手前と工事竣工前の2回	実施工程が把握できるもの予定と実績を赤黒対比	—
業務様式-6	撤去機器リスト	現場代理人	監督職員	1	機器を撤去するとき		—	業務様式-6	撤去機器リスト	現場代理人	監督職員	1	機器を撤去するとき		—
別添	大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書(下請人専用)」	下請負人等	知事	2	下請負契約をしたとき	共通事項附則1-附-17	有り	別添	大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書(下請人専用)」	下請負人等	知事	2	下請負契約をしたとき	共通事項附則1-附-17	有り
別添	社会保険等未加入対策の運用手続きに使用する各種様式集	受注者	大阪府	1	必要時に遅滞なく		—	別添	社会保険等未加入対策の運用手続きに使用する各種様式集	受注者	大阪府	1	必要時に遅滞なく		—
備考参照	建設リサイクル法に係る諸々の書類	受注者	大阪府	1	必要時に遅滞なく	大阪府の建設リサイクル法に関するHPにて様式掲載	—	備考参照	建設リサイクル法に係る諸々の書類	受注者	大阪府	1	必要時に遅滞なく	大阪府の建設リサイクル法に関するHPにて様式掲載	—
別添	事故発生報告書(別紙)	現場代理人	監督職員	1	事故発生後速やかに	様式-50の添付資料	—	別添	事故発生報告書(別紙)	現場代理人	監督職員	1	事故発生後速やかに	様式-50の添付資料	—
その他の主な提出書類(様式なし)	施工計画書			1	工事着手前(工事着手は工事開始日以降30日以内)		—	その他の主な提出書類(様式なし)	施工計画書			1	工事着手前(工事着手は工事開始日以降30日以内)		—
	工事写真			1	必要時期に遅滞なく	艦は工事打合せ簿を使用	—		工事写真			1	必要時期に遅滞なく	艦は工事打合せ簿を使用	—
	登録内容確認書(CORINS)			1	必要時に遅滞なく	共通仕様書第1編1-1-5	—		登録内容確認書(CORINS)			1	必要時に遅滞なく	共通仕様書第1編1-1-5	—
	労災保険成立証明願(写)			1	契約後遅滞なく		—		労災保険成立証明願(写)			1	契約後遅滞なく		—
	組立保険証(写)			1	現場着手まで	共通事項附則1-附-14 建業付帯は火災保険証(写)	—		組立保険証(写)			1	現場着手まで	共通事項附則1-附-14 建業付帯は火災保険証(写)	—

3 提出書類等（様式含）新旧対比表

改訂前	改訂後(R5.4)	備考				
<p>様式-8(1)</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: right;">年月日：</p> <p>大阪府 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日、大阪府と との間で締結した</p> <p>下記工事請負契約の請負代金の変更予定額の累計※が当初請負契約代金額の20%に相当する額（20%に相当する額が1000万円を超える場合は1000万円）以内の請負代金額の変更に係る権限を下記の者に委任します。</p> <p>※変更予定額の累計とは変更協議書（様式-8(2)）のc累計変更予定額である。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式-8(1)</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: right;">年月日：</p> <p>大阪府 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日、大阪府と との間で締結した</p> <p>下記工事請負契約の請負代金額の変更予定額の累計※が当初請負契約代金額の20%に相当する額（20%に相当する額が5,000万円を超える場合は5,000万円）以内の設計変更に係る権限を下記の者に委任します。</p> <p>※変更予定額の累計とは変更協議書（様式-8(2)）のc累計変更予定額である。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">件 名</td> <td></td> </tr> </table>	件 名		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">件 名</td> <td></td> </tr> </table>	件 名		
件 名						
件 名						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 場 代 理 人 氏 名</td> <td style="text-align: right;">(印)</td> </tr> </table>	現 場 代 理 人 氏 名	(印)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 場 代 理 人 氏 名</td> <td style="text-align: right;">(印)</td> </tr> </table>	現 場 代 理 人 氏 名	(印)	
現 場 代 理 人 氏 名	(印)					
現 場 代 理 人 氏 名	(印)					

3 提出書類等（様式含）新旧対比表

改訂前		改訂後(R5.4)		備考																																																																																																																																						
<p>様式-8(2)</p> <p style="text-align: center;">変 更 協 議 書 (第 回)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">文書番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施行年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者</td> <td><input type="checkbox"/>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3">(契約番号 - -)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="3">現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 150px; vertical-align: top;">打合せ内容</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">変更項目 ※1</td> <td>A 当初請負金額</td> <td></td> <td>a 前回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>B = A × 0.2 ※2</td> <td>円</td> <td>b 今回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>C 現請負金額 ※3</td> <td></td> <td>c 累計変更予定額 (c = a + b < B) ※2</td> </tr> <tr> <td>D 変更予定請負金額 (D = C + c)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">□予算残額確認済み (bが0円以上の場合)</td> <td>当初請負契約額増減率</td> <td>#DIV/0!</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の意匠にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。 </td> </tr> <tr> <td>施工時期</td> <td colspan="3">□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理・回答</td> <td>発注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※6 (主任監督員※4) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※5、6) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ※1 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※2 当初契約金額の2割または1000万円のいずれか低い額を記載する。 ※3 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※4 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※5 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※6 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"> <p>様式-8(2)</p> <p style="text-align: center;">変 更 協 議 書 (第 回)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">文書番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施行年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者</td> <td><input type="checkbox"/>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">(契約番号 - -)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="3">現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">協議内容 ※1</td> <td colspan="3" style="background-color: yellow;">「YYYY/MM/DD」形式で入力する。 入力例: 2023/06/06 表示は「令和5年6月6日」となる。</td> </tr> <tr> <td>A 当初請負代金額</td> <td>0円</td> <td>a 前回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>B 当初金額の20% B = A × 0.2or50万 ※3</td> <td>0円</td> <td>b 今回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>C 現在の 請負代金額 ※4</td> <td>0円</td> <td>c 累計変更予定額</td> </tr> <tr> <td>D 変更予定単体代金額 D = C + a + ... ※5</td> <td>0円</td> <td>e うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※6</td> </tr> <tr> <td>A × 1.2 =</td> <td>0円</td> <td>f D - E が A × 1.2 を超える場合は、別契約 施工が困難であることを説明する理由を明記</td> </tr> <tr> <td>D - E =</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">□予算残額確認済み (D欄が確保されているか)</td> <td>対当初請負代金額比 D/A =</td> <td>#DIV/0!</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。 </td> </tr> <tr> <td>施工時期</td> <td colspan="3">□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理・回答</td> <td>発注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※9 (主任監督員※7) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※8、9) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 1 この変更協議書は2部作成し、当事者記名押印の上、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有すること。 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。 3 契約変更手続の際、本書写しを添付すること。 4 当初金額の20%を超えた時点及びそれ以降 (減額によって20%を下回った場合を除く。) については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。 ※1 各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。 ※2 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※3 当初請負代金額の20%又は5,000万円のいずれか低い額を記載すること。 ※4 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※5 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※6 スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増減金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。 ※7 労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置 (スライド) 等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額。 ※8 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。 ※9 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。 なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※10 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。 </td> </tr> </table></td></tr></table>			文書番号				施行年月日			発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者		発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()			工事名	(契約番号 - -)			工期	現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~			打合せ内容				変更項目 ※1	A 当初請負金額		a 前回変更予定額	B = A × 0.2 ※2	円	b 今回変更予定額	C 現請負金額 ※3		c 累計変更予定額 (c = a + b < B) ※2	D 変更予定請負金額 (D = C + c)			□予算残額確認済み (bが0円以上の場合)		当初請負契約額増減率	#DIV/0!	<small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の意匠にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。				施工時期	□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可			処理・回答	発注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※6 (主任監督員※4) 氏名 押印		受注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※5、6) 氏名 押印		※1 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※2 当初契約金額の2割または1000万円のいずれか低い額を記載する。 ※3 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※4 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※5 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※6 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。						<p>様式-8(2)</p> <p style="text-align: center;">変 更 協 議 書 (第 回)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">文書番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施行年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者</td> <td><input type="checkbox"/>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">(契約番号 - -)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="3">現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">協議内容 ※1</td> <td colspan="3" style="background-color: yellow;">「YYYY/MM/DD」形式で入力する。 入力例: 2023/06/06 表示は「令和5年6月6日」となる。</td> </tr> <tr> <td>A 当初請負代金額</td> <td>0円</td> <td>a 前回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>B 当初金額の20% B = A × 0.2or50万 ※3</td> <td>0円</td> <td>b 今回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>C 現在の 請負代金額 ※4</td> <td>0円</td> <td>c 累計変更予定額</td> </tr> <tr> <td>D 変更予定単体代金額 D = C + a + ... ※5</td> <td>0円</td> <td>e うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※6</td> </tr> <tr> <td>A × 1.2 =</td> <td>0円</td> <td>f D - E が A × 1.2 を超える場合は、別契約 施工が困難であることを説明する理由を明記</td> </tr> <tr> <td>D - E =</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">□予算残額確認済み (D欄が確保されているか)</td> <td>対当初請負代金額比 D/A =</td> <td>#DIV/0!</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。 </td> </tr> <tr> <td>施工時期</td> <td colspan="3">□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理・回答</td> <td>発注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※9 (主任監督員※7) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※8、9) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 1 この変更協議書は2部作成し、当事者記名押印の上、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有すること。 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。 3 契約変更手続の際、本書写しを添付すること。 4 当初金額の20%を超えた時点及びそれ以降 (減額によって20%を下回った場合を除く。) については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。 ※1 各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。 ※2 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※3 当初請負代金額の20%又は5,000万円のいずれか低い額を記載すること。 ※4 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※5 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※6 スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増減金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。 ※7 労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置 (スライド) 等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額。 ※8 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。 ※9 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。 なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※10 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。 </td> </tr> </table>			文書番号				施行年月日			発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者		発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()			工事名称	(契約番号 - -)			工期	現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~			協議内容 ※1	「YYYY/MM/DD」形式で入力する。 入力例: 2023/06/06 表示は「令和5年6月6日」となる。			A 当初請負代金額	0円	a 前回変更予定額	B 当初金額の20% B = A × 0.2or50万 ※3	0円	b 今回変更予定額	C 現在の 請負代金額 ※4	0円	c 累計変更予定額	D 変更予定単体代金額 D = C + a + ... ※5	0円	e うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※6	A × 1.2 =	0円	f D - E が A × 1.2 を超える場合は、別契約 施工が困難であることを説明する理由を明記	D - E =	0円		□予算残額確認済み (D欄が確保されているか)		対当初請負代金額比 D/A =	#DIV/0!	<small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。				施工時期	□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可			処理・回答	発注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※9 (主任監督員※7) 氏名 押印		受注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※8、9) 氏名 押印		1 この変更協議書は2部作成し、当事者記名押印の上、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有すること。 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。 3 契約変更手続の際、本書写しを添付すること。 4 当初金額の20%を超えた時点及びそれ以降 (減額によって20%を下回った場合を除く。) については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。 ※1 各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。 ※2 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※3 当初請負代金額の20%又は5,000万円のいずれか低い額を記載すること。 ※4 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※5 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※6 スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増減金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。 ※7 労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置 (スライド) 等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額。 ※8 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。 ※9 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。 なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※10 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。			
	文書番号																																																																																																																																									
	施行年月日																																																																																																																																									
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者																																																																																																																																								
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																																																									
工事名	(契約番号 - -)																																																																																																																																									
工期	現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~																																																																																																																																									
打合せ内容																																																																																																																																										
変更項目 ※1	A 当初請負金額		a 前回変更予定額																																																																																																																																							
	B = A × 0.2 ※2	円	b 今回変更予定額																																																																																																																																							
	C 現請負金額 ※3		c 累計変更予定額 (c = a + b < B) ※2																																																																																																																																							
	D 変更予定請負金額 (D = C + c)																																																																																																																																									
□予算残額確認済み (bが0円以上の場合)		当初請負契約額増減率	#DIV/0!																																																																																																																																							
<small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の意匠にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。																																																																																																																																										
施工時期	□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可																																																																																																																																									
処理・回答	発注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※6 (主任監督員※4) 氏名 押印																																																																																																																																								
	受注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※5、6) 氏名 押印																																																																																																																																								
※1 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※2 当初契約金額の2割または1000万円のいずれか低い額を記載する。 ※3 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※4 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※5 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※6 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。																																																																																																																																										
		<p>様式-8(2)</p> <p style="text-align: center;">変 更 協 議 書 (第 回)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">文書番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施行年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者</td> <td><input type="checkbox"/>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">(契約番号 - -)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="3">現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">協議内容 ※1</td> <td colspan="3" style="background-color: yellow;">「YYYY/MM/DD」形式で入力する。 入力例: 2023/06/06 表示は「令和5年6月6日」となる。</td> </tr> <tr> <td>A 当初請負代金額</td> <td>0円</td> <td>a 前回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>B 当初金額の20% B = A × 0.2or50万 ※3</td> <td>0円</td> <td>b 今回変更予定額</td> </tr> <tr> <td>C 現在の 請負代金額 ※4</td> <td>0円</td> <td>c 累計変更予定額</td> </tr> <tr> <td>D 変更予定単体代金額 D = C + a + ... ※5</td> <td>0円</td> <td>e うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※6</td> </tr> <tr> <td>A × 1.2 =</td> <td>0円</td> <td>f D - E が A × 1.2 を超える場合は、別契約 施工が困難であることを説明する理由を明記</td> </tr> <tr> <td>D - E =</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">□予算残額確認済み (D欄が確保されているか)</td> <td>対当初請負代金額比 D/A =</td> <td>#DIV/0!</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。 </td> </tr> <tr> <td>施工時期</td> <td colspan="3">□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理・回答</td> <td>発注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※9 (主任監督員※7) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="2">□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※8、9) 氏名 押印</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 1 この変更協議書は2部作成し、当事者記名押印の上、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有すること。 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。 3 契約変更手続の際、本書写しを添付すること。 4 当初金額の20%を超えた時点及びそれ以降 (減額によって20%を下回った場合を除く。) については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。 ※1 各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。 ※2 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※3 当初請負代金額の20%又は5,000万円のいずれか低い額を記載すること。 ※4 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※5 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※6 スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増減金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。 ※7 労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置 (スライド) 等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額。 ※8 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。 ※9 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。 なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※10 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。 </td> </tr> </table>			文書番号				施行年月日			発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者		発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()			工事名称	(契約番号 - -)			工期	現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~			協議内容 ※1	「YYYY/MM/DD」形式で入力する。 入力例: 2023/06/06 表示は「令和5年6月6日」となる。			A 当初請負代金額	0円	a 前回変更予定額	B 当初金額の20% B = A × 0.2or50万 ※3	0円	b 今回変更予定額	C 現在の 請負代金額 ※4	0円	c 累計変更予定額	D 変更予定単体代金額 D = C + a + ... ※5	0円	e うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※6	A × 1.2 =	0円	f D - E が A × 1.2 を超える場合は、別契約 施工が困難であることを説明する理由を明記	D - E =	0円		□予算残額確認済み (D欄が確保されているか)		対当初請負代金額比 D/A =	#DIV/0!	<small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。				施工時期	□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可			処理・回答	発注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※9 (主任監督員※7) 氏名 押印		受注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※8、9) 氏名 押印		1 この変更協議書は2部作成し、当事者記名押印の上、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有すること。 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。 3 契約変更手続の際、本書写しを添付すること。 4 当初金額の20%を超えた時点及びそれ以降 (減額によって20%を下回った場合を除く。) については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。 ※1 各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。 ※2 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※3 当初請負代金額の20%又は5,000万円のいずれか低い額を記載すること。 ※4 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※5 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※6 スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増減金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。 ※7 労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置 (スライド) 等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額。 ※8 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。 ※9 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。 なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※10 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。																																																																					
	文書番号																																																																																																																																									
	施行年月日																																																																																																																																									
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者																																																																																																																																								
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																																																									
工事名称	(契約番号 - -)																																																																																																																																									
工期	現契約工期 ~ 今回変更予定工期 ~																																																																																																																																									
協議内容 ※1	「YYYY/MM/DD」形式で入力する。 入力例: 2023/06/06 表示は「令和5年6月6日」となる。																																																																																																																																									
	A 当初請負代金額	0円	a 前回変更予定額																																																																																																																																							
	B 当初金額の20% B = A × 0.2or50万 ※3	0円	b 今回変更予定額																																																																																																																																							
	C 現在の 請負代金額 ※4	0円	c 累計変更予定額																																																																																																																																							
	D 変更予定単体代金額 D = C + a + ... ※5	0円	e うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※6																																																																																																																																							
	A × 1.2 =	0円	f D - E が A × 1.2 を超える場合は、別契約 施工が困難であることを説明する理由を明記																																																																																																																																							
	D - E =	0円																																																																																																																																								
	□予算残額確認済み (D欄が確保されているか)		対当初請負代金額比 D/A =	#DIV/0!																																																																																																																																						
	<small>変更条件</small> ・a~c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。																																																																																																																																									
	施工時期	□変更協議書を取り交わした後、施工可 □変更契約を締結するまで施工不可																																																																																																																																								
処理・回答	発注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 総括監督員※9 (主任監督員※7) 氏名 押印																																																																																																																																								
	受注者	□指示 □協議 □承諾 □その他 () します 受注者 (現場代理人※8、9) 氏名 押印																																																																																																																																								
1 この変更協議書は2部作成し、当事者記名押印の上、発注者及び受注者がそれぞれ1部保有すること。 2 変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。 3 契約変更手続の際、本書写しを添付すること。 4 当初金額の20%を超えた時点及びそれ以降 (減額によって20%を下回った場合を除く。) については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。 ※1 各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。 ※2 a~cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「-」を記載する。 ※3 当初請負代金額の20%又は5,000万円のいずれか低い額を記載すること。 ※4 c > Bとなる場合、本協議にかかる工事に着手する前に、変更契約手続を行うこと。 ※5 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。 ※6 スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増減金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。 ※7 労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置 (スライド) 等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額。 ※8 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。 ※9 「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状 (様式-8(1)) により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が署名・押印することで工事を施工することができる。 なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。 ※10 「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が署名・押印する。																																																																																																																																										

3 提出書類等（様式含）新旧対比表

改訂前						改訂後(R5.4)						備考
様式-57						様式-57						
機器メーカーリスト						機器メーカーリスト						
年月日：						年月日：						
大阪府様						大阪府様						
所在地						所在地						
受注者 商号又は名称						受注者 商号又は名称						
代表者氏名						代表者氏名						
工事名						工事名						
No.	区分	機器名称・仕様・数量	製作区分・業務区分	製作会社名	ISO9001有無取得の有無	No.	区分	機器名称・仕様・数量	製作区分・業務区分	製作会社名	ISO9001有無取得の有無	
		※全機種について記入すること。 (金抜設計書・機器費内訳書に記載の機器)	・自社製作 〔自社製造・製造外注・OEM外注〕 ・他者製作 上記区分のうち、該当するものを記載すること。	設計： 製造： 品質：	有 又は 無			※全機種について記入すること。 (金抜設計書・機器費内訳書に記載の機器)	・自社製作 〔自社製造・製造外注・OEM外注〕 ・他者製作 上記区分のうち、該当するものを記載すること。	設計： 製造： 品質：	有 又は 無	
(注) 1. 機器費（工場製作費）に計上している機器を記載する。（内訳書記載機器）。 2. 区分には主要機器、一般機器、汎用機器の別を記入する。 (主要機器⇒主要、一般機器⇒一般、汎用機器⇒汎用) 3. ISO9001取得欄は、元請の設計及び品質管理部門、製造外注先・OEM外注先、及び他社製作先の製造部門におけるISO9001認証取得の有無を記載する。						(注) 1. 機器費（工場製作費）に計上している機器を記載する。（内訳書記載機器）。 2. 区分には主要機器、一般機器、汎用機器の別を記入する。 (主要機器⇒主要、一般機器⇒一般、汎用機器⇒汎用) 3. ISO9001取得欄は、元請の設計及び品質管理部門、製造外注先・OEM外注先、及び他社製作先の製造部門におけるISO9001認証取得の有無を記載する。 4. 建築設備の機器については、区分に建築と記載し、製作区分・業務区分については記載不要とする。						